

会社の基本を知る

会社設立に必要な費用



導入

会社を設立する際に、まず気になるのは費用です。

起業するにはどれくらいのお金が必要なのかを把握することは、
資金計画を立てる上でとても重要です。

この授業では、株式会社、合同会社、個人事業主の設立に必要な費用を比較し、それぞれの違いを学びましょう

各形態の設立費用（株式会社）

最低限の費用

定款認証費用：約5万円（公証役場で認証が必要）

登録免許税：15万（資本金1,000万円以下の場合）

その他費用：印鑑証明費用、書類の作成代行費用で約1万円

合計：約21～30万円

各形態の設立費用（合同会社）

最低限の費用

登録免許税：6万円（資本金に関係なく一定額）

その他費用：印鑑作成費用、書類作成費用で約1万円

合計：6～10万円

各形態の設立費用（個人事業主）

最低限の費用

開業届を税務署に提出するだけなので、無料で設立可能

必要に応じて、屋号の印鑑作成費用が数千円程度

合計：ほぼ無料（印鑑費用含めても1万円以下）

項目	株式会社	合同会社	個人事業主
定款認証費用	約5万円	不要	不要
登録免許税	15万円	6万円	不要
印鑑作成費用	約1万円	約1万円	約1万円
合計費用	約21～30万円	約6～10万円	無料～1万円

初期費用以外のランニングコストの補足

株式会社：決算公告の費用、税理士の費用などのランニングコストがかかる

合同会社：株式会社に比べるとランニングコストが少ない

個人事業主：ランニングコストはほぼかからないが、規模拡大に限界がある

以下の質問に答えながら、
自分に合った形態を考えましょう

①現在、どれぐらいの初期費用を用意できますか

②初期費用以外に、月々の運用コストをどれぐらい負担できますか

③法人化が必要なものはどのタイミングだと思いますか

まとめ

会社設立にあたって、初期費用や運営コストに大きな違いがあることがわかりましたか。

次回は、法人と個人事業主の税金の違いについて学んでいきます

宿題

今回学んだ費用を基に、あなたが考える事業の形態に必要な費用を計算してみましょう。そして、予算をどのように準備するかを考えて下さい

